

誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり

第4次安八郡障害者計画

概要版

令和3年度 ▶ ▶ ▶ 令和8年度

神戸町・輪之内町・安八町

令和3年3月

1 計画の概要

- ・この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、国の障害者基本計画や岐阜県障がい者総合支援プランを踏まえつつ、安八郡各町における障がい者施策の基本方針などを示すものです。
- ・この計画における障がいのある人とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者等です。
- ・この計画は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が不可欠であるため、各町の町民のすべてが対象となります。
- ・計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

2 基本理念

誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり

3 基本目標

基本理念のもと、次の4つの基本目標を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

I 安心して暮らせるまちづくりの推進

障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に一層努め、障がいを理由とする差別の解消の推進や障がいのある人に対する虐待の防止など、権利の侵害の防止に取り組むとともに、施設や移動、情報のバリアフリー化に取り組みます。また、地震や集中豪雨による大規模災害、新型コロナウイルスの発生などにより、防災や感染症対策に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害や感染症から守る取り組みを推進します。

II 社会参加支援の充実

障がいのある児童の療育・教育の段階からの支援の充実に重点的に取り組むとともに、将来の就労やスポーツ、文化芸術活動などの社会参加につながるよう継続的に支援します。なお、社会参加を円滑に進められるよう、外出支援に努めます。

III 日常生活支援の充実

相談支援体制の充実や障害福祉サービス等の提供など、生活に必要な支援に取り組みます。なお、これらの支援にあたっては、3町が連絡調整を図り、対応することとし、必要に応じて、岐阜県や西濃圏域市町と連携して取り組みます。

IV 医療・保健・福祉の連携による支援の充実

障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組むとともに、障がいに応じた適切な医療・保健、リハビリテーション等につなげることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組みます。

4 施策の基本方針

4つの基本目標のもと、次の16の施策とその基本方針を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

I 安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 理解の啓発と配慮の促進

障がいや障がいのある人に対する理解はいまだに十分ではなく、ゆえに障がいのある人に対する配慮も十分ではありません。障がいのある人に対する理解については、教育・保育の段階から啓発していく必要があります。また、平成28(2016)年に施行された障害者差別解消法は、地方公共団体等行政機関や民間事業者に「合理的配慮」を求めています。「合理的配慮」は、障がいのある人の意思表示があった場合とされていますが、意思表示のあるなしなどにかかわらず、適切な配慮があれば、障がいのある人は、安心して日常生活や社会生活をおくることができます。

- ☞ 学校等における福祉教育や障がいのある児童とない児童との交流を推進します。
- ☞ 「障害者週間」等を通じた広報活動や障がい者関係団体と連携した啓発活動など、障がいのある人に対する理解の啓発と配慮の促進に取り組みます。

(2) 権利の擁護と虐待の防止

平成24年(2012)に障害者虐待防止法、平成28年(2016)には障害者差別解消法が施行されたものの、いまだに障がいを理由とした差別や偏見を感じる障がいのある人がいます。また、障がいのある人の権利をおびやかすような言動や虐待も認められています。平成28年(2016)には成年後見制度利用促進法が施行され、障がいのある人の財産等を守る取り組みの推進も求められています。これらの法令が順守されたり、制度が適正に利用されることにより、障がいのある人は、安心して日常生活や社会生活をおくることができます。

- ☞ 岐阜県障がい者差別解消支援センターなどと連携し、障がいのある人やその家族等からの相談等に対応するとともに、各町職員の配慮ある対応に努めます。
- ☞ 障がいのある人の権利や財産等を守るため、人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、関係機関と連携し、成年後見制度の利用の促進を図ります。

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が地域社会において主体的に活動できるようにするためには、公共施設や公共交通機関、道路などの公共空間における活動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

- ☞ 障がいのある人をはじめ、誰もが快適に活動できるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づき、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。
- ☞ 障害者のための国際シンボルマーク(車いすマーク)やヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の普及や正しい理解の啓発に努めるなど、心のバリアフリーを推進します。

(4) 情報提供の充実

障がいのある人が地域社会において主体的に活動できるようにするためには、障がいのある人が、必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにするとともに、特に、視覚や聴覚等の障がいのある人の情報の入手や意思疎通の支援に取り組むなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

- ☞ 障がいのある人をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実、発信に努めます。
- ☞ 障がいのある人が生活する上で適切な意思疎通が図られるよう、岐阜県聴覚障害者協会などと連携して手話通訳者等の派遣に取り組むなど、障がいの特性などに配慮した支援に努めます。

(5) 地域・ボランティア活動の促進

障がいの有無にかかわらず、身近な地域住民相互の関係は希薄化しつつあり、大規模災害などの発生時における助け合い活動などを促進するため、平時からの自発的な関係づくりが求められています。特に、障がいのある人にとっては、大規模災害などの発生時における助け合い活動のみならず、平常時からの見守り活動やボランティア活動などを通じた身近な地域住民とのつながりを強化していくことにより、安心して暮らすことができる環境づくりを進めていく必要があります。

- ☞ 社会福祉協議会などの関係団体と連携し、障がいのある人の見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動などを促進します。

(6) 人にやさしいまちづくりの推進

近年、甚大な被害を及ぼす地震や集中豪雨などによる災害、新型コロナウイルスなどの感染症が発生し、障がいのある人の生命や生活に重大な影響を及ぼしています。障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、大規模災害の発生や感染症の流行のほか、火災や事故、犯罪に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることでできる体制を確保する必要があります。

- ☞ 避難行動要支援者の個別支援計画の作成など、防災対策の一層の推進に取り組むとともに、関係機関と連携し、感染症に関する情報の提供や感染拡大防止の対策に努めます。
- ☞ 消防体制の充実に取り組むとともに、警察など関係機関との連携を図り、火災や事故、犯罪に関するトラブルなどから障がいのある人を守ります。

II 社会参加支援の充実

(1) 療育・教育の充実

発達に遅れや障がいのある児童については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、療育・保育・教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。

また、学校等においては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育の推進が求められています。このような、共に学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。

- ☞ 障がいのある児童への切れ目のない支援の実現に向け、障害児福祉計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなど充実を図ります。
- ☞ 学校等における児童生徒の心や施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学べるインクルーシブ教育を推進します。
- ☞ 特別支援教育に携わる教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に努めます。

(2) 就労の促進

障がいのある人が地域社会において主体的に社会生活をおくるためには、生きがいを持って働き、そして働き続けることのできるよう、福祉的就労の充実を図る必要があります。さらには、一般就労を望む障がいのある人が民間企業などで働き、そして働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

- ☞ 障害福祉計画に基づき、就労継続支援（A型・B型）などの福祉的就労の充実を図るとともに、福祉的就労の継続や賃金の向上をめざし、障がい者就労施設等の物品や役務の優先調達に努めます。
- ☞ 西濃圏域の市町等と連携し、就労移行支援や就労定着支援などを通じて障がいのある人の働く意欲の醸成を図り、一般就労機会の拡大に努めるとともに、ハローワークや西濃障がい者就業・生活支援センターなどと連携し、民間企業などにおける雇用機会の拡大を促します。
- ☞ 各町役場においても、障がいのある人の雇用に率先して取り組むとともに、働き続けることができるよう、障がいのある職員への配慮に努めます。

(3) スポーツや文化芸術活動の促進

令和3（2021）年には東京でのパラリンピックの開催が予定されており、聴覚障がいのある人のデフリンピックや知的障がいのある人などのスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。また、平成30（2018）年に障害者文化芸術推進法が施行されるなど、文化芸術面においても、障がいのある人の個性と能力の発揮や社会参加がこれまでも増して求められています。

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動に参加し、生きがいを持って、地域社会の主体として暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

- ☞ 岐阜県障害者スポーツ協会などと連携し、障がい者スポーツの普及を図り、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組みます。
- ☞ 岐阜県障がい者芸術文化センターなどと連携し、障がい者アートの普及を図り、障がいのある人が文化芸術に親しむための環境づくりに取り組むとともに、生涯学習の推進に努めます。

(4) 外出や移動の支援

障がいのある人が就労し、または、スポーツや文化芸術活動に参加するためには、外出や移動を円滑にするための支援が必要となります。

そのため、障がいのある人やその家族など関係者の意見を尊重し、必要な連携を通じた総合的かつ継続的な障がい者施策の策定・推進を図ります。

- ☞ 障害福祉計画に基づき、外出支援サービスの充実を図るとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策を推進します。

Ⅲ 日常生活支援の充実

(1) 身近な相談支援体制の充実

障がいのある人が安心して日常生活や社会生活をおくるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するとともに、住み慣れたところで生活を持続していく障害福祉サービス等を円滑に利用するための相談支援体制の充実が求められています。

- ☞ 各町の基幹相談支援センターを中核に関係機関との連携を図ることにより、障害福祉サービス等の円滑な利用に向けた相談支援体制の充実に努めます。
- ☞ 身体・知的障害者相談員等を配置するなどし、障がいのある人の生活等に関する各種相談に対応します。

(2) 地域生活支援・サービスの充実

障がいのある人が住み慣れたところで安心して日常生活をおくるためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う居宅介護などの訪問系サービス、通所施設において日常生活能力の向上などを支援する生活介護や自立訓練などの日中活動系サービスのほか、地域生活を支える補装具や日常生活用具などによる支援など、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

なお、障害福祉サービス等の適切な提供にあたっては、人材の育成と確保を促進するなど、質と量の向上を図ることが求められています。

また、障がいの重度化や重複化への対応に加え、障がいのある人とその家族の高齢化に伴う親なき後（親など家族の加齢に伴い支えることができなくなった状態を含む）などを見据えた対応も求められています。

- ☞ 障害福祉計画に基づき、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実を図るとともに、補装具や日常生活用具などの日常生活支援に関する施策を推進します。
- ☞ 岐阜県やハローワークなど関係機関と連携し、福祉人材の確保を図るとともに、サービス提供事業所における人材の育成を促進します。
- ☞ 障がいのある人の高齢化、重度化に加え、親なき後に備え、西濃圏域の市町等と連携し、支援体制の整備に努めます。

(3) 施設入所者等へのサービスの質と居住環境の向上

障がいのある人が安心して日常生活や社会生活をおくるためには、生活の基盤である住まいを確保する必要があり、さらには、入所施設やグループホームにおけるサービスの質の向上とともに、自宅を含めた居住環境の向上が必要となります。

- ☞ 障害福祉計画に基づき、西濃圏域の市町等と連携し、施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）の充実とともに、サービス提供事業所における人材の育成を促し、サービスの質の向上を図ります。
- ☞ 住まいのバリアフリー化などの支援に取り組みます。

(4) 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

障がいのある人が住み慣れたところで安心して日常生活をおくるためには、就労による工賃等が低いことから、経済的な支援が必要となります。

障がいのある人の手当としては、「特別児童扶養手当の支給に関する法律」に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当があります。

また、年金として、国民年金を含むすべての公的年金制度の加入者が障がい者になった場合に支給される障害基礎年金（1級 977,125 円/年、2級 781,700 円/年（令和2年4月1日現在））があります。このほか、各町独自の給付金制度もあります。

☞ 障がいのある人の日常生活を支えるため、諸手当や給付金等の経済的な支援を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

IV 医療・保健・福祉の連携による支援の充実

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見の充実

障がいの発生時期や原因はさまざまであることから、それぞれのライフステージに合わせて、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげる必要があります。特に、発達に遅れや障がいのある児童については、できる限り早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期発見に努める必要があります。また、ストレスなどによるうつ病など、心の病を抱える人の増加に対応するため、心の健康づくりに関する取り組みを推進する必要があります。

☞ 健康診査などにより、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、適切な治療や支援につなげるとともに、岐阜県西濃保健所や企業等と連携し、心の健康づくりに取り組みます。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

障がいが発見された場合には、その障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションにつなげることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組む必要があります。そのためには、医療費の負担軽減を図るとともに、医療的ケアを伴う居宅介護や療養介護、医療型児童発達支援などの適切な医療サービスを利用できるような環境づくりが必要となります。

☞ 障がいのある人が適切な医療サービスを利用できるよう、重度心身障害者等医療費助成などにより医療費の負担軽減を図るとともに、西濃圏域の医療機関と連携し、適切な医療サービスの提供に努めます。

5 計画の推進に向けて

- ・安八郡では、3町が協力して安八郡障がい者自立支援協議会を設置し、計画の推進に向けて取り組むとともに、地域が抱えるさまざまな課題について協議しています。また、計画の推進にあたっては、各町において関係部局との連携や町民との協働に努めます。
- ・安八郡各町は、岐阜県の「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークの会員になっています。岐阜県等と連携し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて障がい者施策の推進に努めます。

発行年月 令和3年3月
発行者 輪之内町 福祉課（編集）
〒503-0292 岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530 番地の1
TEL 0584-69-3128 FAX 0584-69-3119
神戸町 健康福祉課
〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸 1111 番地
TEL 0584-27-0175 FAX 0584-27-8443
安八町 福祉課
〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 161 番地
TEL 0584-64-7104 FAX 0584-64-5014